

第104回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2017年6月27日（火曜日）午前10時

開催場所

ロイヤルパークホテル2階「春海の間」

議 案

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 取締役に対する賞与支給の件

目 次

■ 第104回定時株主総会招集ご通知 …………… 1	
(添付書類)	
■ 事業報告 …………… 4	
■ 連結計算書類 …………… 36	
■ 計算書類 …………… 39	
■ 監査報告書 …………… 42	
■ 株主総会参考書類 …………… 46	

株 主 の 皆 様 へ

東京都中央区日本橋浜町3-3-2

株式会社クレハ

代表取締役社長 小林 豊

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2頁のご案内に従って、2017年6月26日（月曜日）午後5時30分までに、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2017年6月27日（火曜日）午前10時

2. 場 所

東京都中央区日本橋蛸殻町2-1-1
ロイヤルパークホテル2階「春海の間」

3. 目的事項

報 告 事 項

- (1) 第104期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第104期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

取締役5名選任の件

第2号議案

取締役に対する賞与支給の件

以 上

インターネットによる開示について

◇本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kureha.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

なお、上記の連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」は、本招集ご通知の報告事項に関する添付書類とともに会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。

◇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kureha.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主以外の方は、会場にご入場いただけませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

◎代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合に限られます。その場合には、会場受付に、代理出席される株主様の議決権行使書用紙と代理権を証明する書面（委任状および代理人により議決権を行使される株主様の議決権行使書用紙）のご提出が必要となりますのでご了承願います。

株主総会開催日時

2017年6月27日（火曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

郵送（書面）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようにご返送ください。

議決権行使期限

2017年6月26日（月曜日）午後5時30分到着

インターネットによる議決権行使



「議決権行使ウェブサイト」(<http://www.it-soukai.com>) にアクセスしていただき、議決権行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2017年6月26日（月曜日）午後5時30分まで

なお、詳細につきましては、次項の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 郵送（書面）による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は2017年6月26日（月曜日）午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 郵送（書面）とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（平日9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日9：00～17：00）

機関投資家の皆様

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

事業報告

(2016年4月1日から2017年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

国際会計基準（IFRS）の適用について

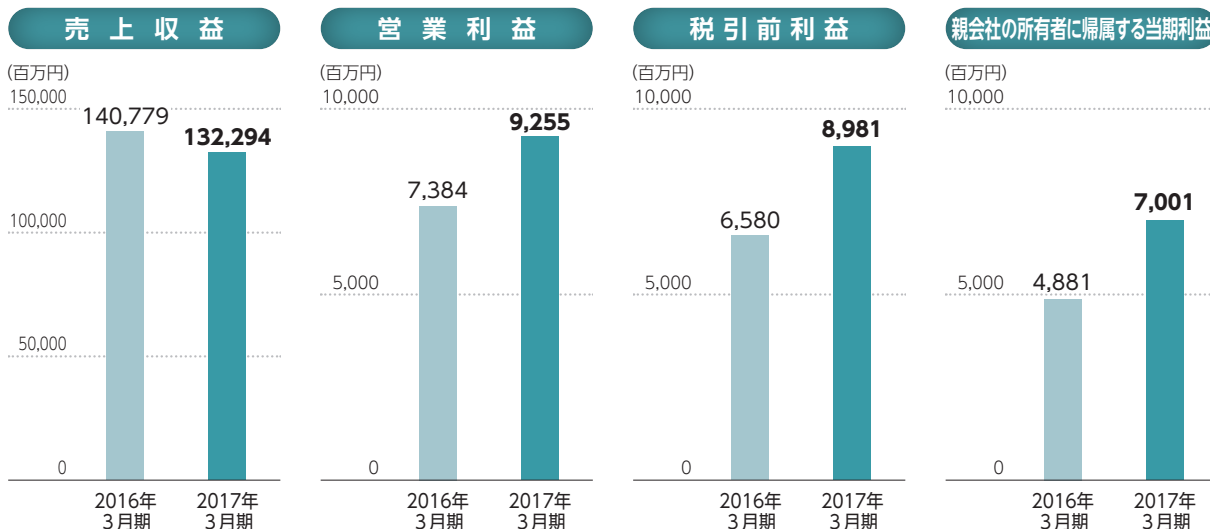
当社グループは当連結会計年度より、従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下、IFRS）を適用し、前連結会計年度の数値もIFRSベースに組替えて比較分析を行っています。なお、

IFRS適用に伴い連結範囲を見直した結果、2015年4月より社団医療法人呉羽会を連結対象として、その他関連事業に含めています。

(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、個人消費や設備投資に力強さが欠け先行きが懸念される状況が続きましたが、年度後半にかけては緩やかな回復基調となりました。また、世界経済も米国における政権交代に係る影響、中国経済の動向、英国のEU離脱問題をはじめとする欧州経済圏の不安定化などが懸念され不透明感は継続しているものの、緩やかな回復基調となりました。

当期の売上収益は前期比6.0%減の1,322億94百万円、営業利益は前期に計上した構造改革等に伴う減損損失が当期は大きく減少したことにより、売上収益減少による減益にもかかわらず前期比25.3%増の92億55百万円、税引前利益は前期比36.5%増の89億81百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比43.4%増の70億1百万円となりました。



❖ 事業のセグメント別の状況

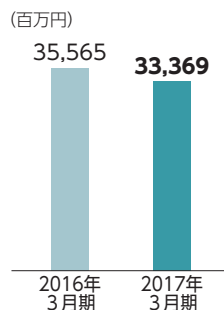
機能製品事業

機能樹脂分野では、リチウムイオン二次電池用パイプンダー用途向けのフッ化ビニリデン樹脂の売上げは増加しましたが、P P S樹脂、シェールオイル・ガス掘削用途向けのP G A（ポリグリコール酸）樹脂および加工品の売上げは減少し、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

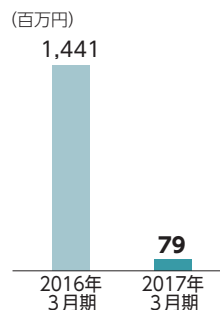
炭素製品分野では、炭素繊維、特殊炭素材料ともに売上げが減少し、この分野での売上げは減少したもののコスト削減に努めた結果、営業損失は縮小しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比6.2%減の333億69百万円となり、営業利益は前期比94.5%減の79百万円となりました。

● 売上収益



● 営業利益



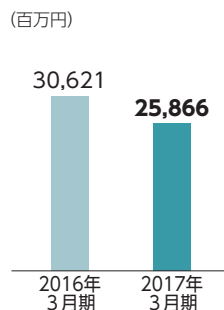
化学製品事業

医薬・農薬分野では、慢性腎不全用剤「クレメジン」等の医薬品や農薬・園芸用殺菌剤の出荷の減少および医薬品の薬価改定の影響もあり、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

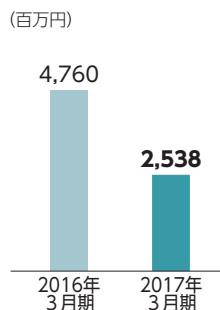
工業薬品分野では、無機薬品類および有機薬品類の売上げが減少し、この分野での売上げ、営業利益はともに減少しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比15.5%減の258億66百万円となり、営業利益は前期比46.7%減の25億38百万円となりました。

● 売上収益



● 営業利益



樹脂製品事業

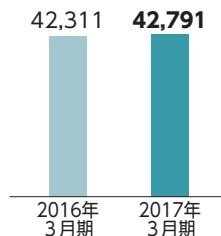
コンシューマー・グッズ分野では、家庭用ラップ「NEWクレラップ」、フッ化ビニリデン釣糸「シーガー」の売上げが増加し、この分野での売上げ、営業利益はともに増加しました。

業務用食品包装材分野では、熱収縮多層フィルムの売上げが減少し、この分野での売上げは減少しましたが、コスト削減の効果もあり営業利益は微増となりました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比1.1%増の427億91百万円となり、営業利益は前期比56.4%増の49億86百万円となりました。

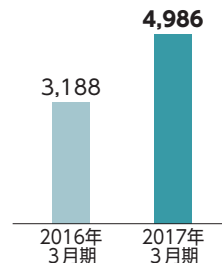
●売上収益

(百万円)



●営業利益

(百万円)



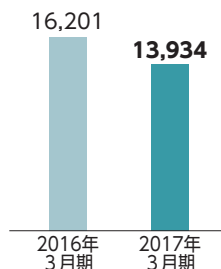
建設関連事業

建設事業は、民間工事および公共工事が減少したことにより、売上げ、営業利益はともに減少しました。エンジニアリング事業は、当社の設備および施設の維持管理業務に特化しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比14.0%減の139億34百万円となり、営業利益は前期比33.2%減の10億26百万円となりました。

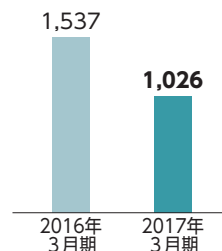
●売上収益

(百万円)



●営業利益

(百万円)



その他関連事業（前記のセグメントに属さないグループ会社の事業）

環境事業は、低濃度PCB廃棄物処理の増加、環境エンジニアリング事業が堅調であったことにより、売上げ、営業利益はともに増加しました。

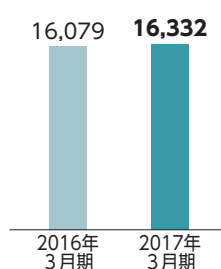
運送事業は、売上げは減少しましたが、コスト削減により営業利益は増加しました。

病院事業は、売上げが増加し、コスト削減もあり営業損失は縮小しました。

この結果、本セグメントの売上収益は前期比1.6%増の163億32百万円となり、営業利益は前期比15.3%増の17億26百万円となりました。

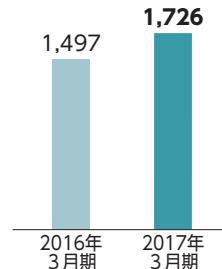
●売上収益

(百万円)



●営業利益

(百万円)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資額は、総額103億4百万円です。主たる設備は次のとおりです。

当社いわき事業所	フッ化ビニリデン樹脂製造関連設備	16億6百万円
当社いわき事業所	P P S樹脂製造関連設備	11億49百万円
当社いわき事業所	工業薬品製造関連設備	10億18百万円
当社いわき事業所	電力供給関連設備	8億32百万円

(3) 資金調達の状況

2016年8月31日に40億円の長期借入れを行いました。

(4) 対処すべき課題

創業以来、独創的な技術開発によるスペシャリティ製品を創出することで社会に貢献してきた当社グループは、差別化製品のグローバル展開とともに、“環境”、“エネルギー”、“ライフ（医療・食料）”に関わる新事業創出に取り組んでいます。

経済状況は、国内外において、緩やかに回復していくことが期待されますが、世界経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響、原油価格の動向および為替変動などによっては、景気の先行き不透明感が強まる状況にあります。

このような中、当社グループは、市場競争（技術開発・価格）の激化や市場構造の変化などの事業環境の変化に的確に対応し、差別化された製品を開発することで、社会に貢献し続ける高付加価値型企業となることを目指しております。企業理念の実践を通じて、様々な社会的課題の解決を図り、あらゆるステークホルダーの皆様からの信頼を得ていくために、下記の中期経営計画「Kureha's Challenge 2018」で掲げた経営目標の達成に向けて取り組んでまいります。

【中期経営計画「Kureha's Challenge 2018」
（以下、「中計 Challenge 2018」）の概要】

2015年度までの中期経営計画「Grow Globally-II」において、当社グループの利益創出基盤は着実に強化されてきましたが、これまで安定的な収益基盤だった化学製品事業（医薬・農薬等）の収益力低下が見込まれています。また、新規事業の創出に向けた取組みにおいても現時点で将来のクレハを支える有望なテーマの創出には至っていない状況です。こうした現況を踏まえ、「中計 Challenge 2018」の3カ年を“将来のクレハの発展に向けた土台作りの期間”と位置付け、既存事業の競争力・収益力向上をベースとし、PGA（ポリグリコール酸）事業を着実に成長させて収益の柱としてまいります。また、社長直轄の「新事業創出プロジェクト」による新規事業テーマの探索を全社で推進してまいります。

<経営目標と重点施策>

① 事業目標

1) 既存事業の競争力・収益力向上

〔機能製品〕フッ化ビニリデン樹脂、P P S樹脂での差別化戦略追求と積極的な資源投入による事業の拡大、ならびに炭素繊維の採算改善による利益確保。

〔化学製品〕医薬・農薬分野での新剤開発の促進。

〔樹脂製品〕家庭用品分野でのブランド力の強化とグローバル展開による収益力向上、業務用包装材分野でのグローバルな拡販、合成繊維分野でのコスト競争力の向上。

〔建設関連〕復興需要減少を見据えた受注活動の強化と原価低減の促進。

〔その他関連〕環境関連分野での低濃度P C B処理を含む産業廃棄物処理事業の拡大。

〔研究開発・生産部門〕新グレードや新用途の開発、樹脂加工技術の強化による川下展開、革新的生産プロセスの開発の推進。

2) P G A事業の拡大

・バリューチェーンの拡大（フラックプラグ改良品開発等によるシェールオイル・ガス掘削分野での拡大、北米以外への地域展開）による成長を図る。

3) 新規事業テーマの探索促進

・将来の当社グループを支える新技術・新事業テーマの探索を加速するため、社長直轄の「新事業創出プロジェクト」により推進する。

・環境、エネルギーおよびライフ分野等で、当社が得意とする技術を活かしたテーマ探索を行う。また、他社資源の活用（M&A、協業）や大学との共同研究開発も行い、高付加価値の川下分野に展開していく。

② C S R（企業の社会的責任）経営の推進

・コンプライアンスに則った事業運営を行

うとともに、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインを指針とし、社外取締役の2名以上の選任、取締役会の実効性評価に基づく改革を進め、更に、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める。

・E S G（Environmental=環境、Social=社会、Governance=企業統治）に対する取組みが重視される中、社会との共生や環境・安全等に関する取組みを充実させる。

③ 経営基盤の強化

・研究、生産、エンジニアリング、C S R推進部門の連携強化による技術力向上を推進する。

・技術革新を織り込んだ増産投資、安定生産のための維持・更新投資および資産効率化を図る。

・成長・戦略分野への重点的な人財配置およびグローバル人財の育成を図る。

・将来の発展に向けて、革新を引き起こす挑戦的課題を設定し、実行する。

・改革推進プロジェクトの活動に「競争力のあるコスト構造への転換」の視点を加え、継続的なコスト削減を推進する。

・「働き方改革」を実行し、業務効率・生産性の向上とワーク・ライフ・バランスの確保を推進する。

<定量計画>

2018年度の定量目標として、売上収益1,600億円、営業利益140億円、親会社の所有者に帰属する当期利益90億円の達成を目指します。

なお、2017年度通期の連結業績は、売上収益1,420億円、営業利益110億円、親会社の所有者に帰属する当期利益84億円と、前期比で増収・増益を計画しています。2017年度は、2018年度の定量目標の達成に向けて、しっかりと道筋をつける年度と位置づけ、機能製品分野、とりわけP G A（ポリグリコール酸）樹脂および加工品の市場開発と拡販を加速し、P G A事業を高収益事業の核とする基盤を築くことに注力してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

(連結)

日本基準

区 分	第 101 期 (2013年度)	第 102 期 (2014年度)	第 103 期 (2015年度)
売 上 高 (百万円)	148,124	150,182	142,549
経 常 利 益 (百万円)	12,207	15,426	11,962
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,365	9,195	7,342
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	42.87	53.53	42.73
総 資 産 (百万円)	224,459	249,697	236,633
純 資 産 (百万円)	106,190	120,624	119,274
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	604.00	687.80	686.06

IFRS

区 分	(ご参考) 第 103 期 (2015年度)	第 104 期 (当連結会計年度) (2016年度)
売 上 収 益 (百万円)	140,779	132,294
税 引 前 利 益 (百万円)	6,580	8,981
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	4,881	7,001
基本的 1 株 当 た り 当 期 利 益 (円)	284.05	407.38
資 産 合 計 (百万円)	239,807	234,907
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	118,177	124,297
1 株 当 た り 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	6,876.19	7,232.89

- (注) 1. 第104期よりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しています。
また、ご参考として第103期のIFRSに準拠した諸数値を記載しています。
- (注) 2. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合したため、第103期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「基本的1株当たり当期利益」、「1株当たり親会社所有者帰属持分」を算定しています。

(単独)

日本基準

区 分	第 101 期 (2013年度)	第 102 期 (2014年度)	第 103 期 (2015年度)	第 104 期 (当期) (2016年度)
売 上 高 (百万円)	82,431	86,373	80,141	72,426
経 常 利 益 (百万円)	9,361	11,708	6,161	5,555
当 期 純 利 益 (百万円)	5,704	7,034	3,257	3,312
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	33.21	40.95	189.58	192.73
総 資 産 (百万円)	176,001	193,048	188,325	185,952
純 資 産 (百万円)	93,132	101,594	100,606	103,843
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	541.82	591.01	5,850.90	6,038.86

(注) 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合したため、第103期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、第103期、第104期の「1株当たり当期純利益」、「1株当たり純資産額」を算定しています。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社グループの 出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社クレハトレーディング	3億円	70.53	機能製品、化学製品、樹脂製品の購入、販売
クレハエクステック株式会社	3億円	100.00	機能製品の製造、販売
クレハエクストロン株式会社	85百万円	100.00	機能製品の製造、販売
クレハ合繊株式会社	1億20百万円	100.00	樹脂製品の製造、販売
クレハ錦建設株式会社	3億70百万円	75.00	土木・建築工事の施工請負、設計、測量等
株式会社クレハエンジニアリング	2億40百万円	100.00	産業設備の建設工事監理および補修工事監理
クレハ運輸株式会社	3億円	100.00	運送および倉庫業務
株式会社クレハ環境	2億40百万円	100.00	環境修復および産業廃棄物の処理
株式会社クレハ分析センター	50百万円	100.00	各種物質の分析・測定および環境アセスメント
クレハサービス株式会社	20百万円	100.00	不動産の売買、賃貸および管理、損害保険代理業
クレハスタッフサービス株式会社	20百万円	100.00	労働者派遣事業およびいわき事業所施設内の物流業務
社 団 医 療 法 人 呉 羽 会	3億円	100.00	病院、介護老人保健施設の運営
クレハ・ヨーロッパ B.V.	2,269千ユーロ	100.00	欧州事業会社への出資、融資等
クレハロン・インダストリー B.V.	2,722千ユーロ	100.00 (100.00)	食品包装材の製造、販売
ク レ ハ G m b H	51千ユーロ	100.00	有機薬品、農薬、炭素製品、医薬品、機能樹脂、包装機械等の輸入、販売
ク レ ハ ・ ア メ リ カ Inc.	7,446千米ドル	100.00	米国事業会社への出資、融資等
クレハ・ピージーエー LLC	165,408千米ドル	100.00 (100.00)	機能製品の製造、販売
クレハ・エナジー・ソリューションズ LLC	8,000千米ドル	70.00 (70.00)	機能製品の販売、技術サービス
呉羽（中国）投資有限公司	69,750千米ドル	100.00	中国事業会社への出資、融資等
呉羽（常熟）フッ素材料有限公司	60,000千米ドル	100.00 (100.00)	機能製品の製造、販売
呉羽（上海）炭繊維材料有限公司	12,900千米ドル	85.00	炭素繊維高級耐火材料の製造、販売
ク レ ハ ・ ベ ト ナ ム Co.,Ltd.	21,900千米ドル	100.00	食品包装材の製造、販売

(注) 1. 当社グループの出資比率欄の () 内は、当社の子会社が有する出資比率を内数で示しています。

(注) 2. クレハロン・インダストリー B.V.は、会社名を2017年4月1日にクレハロン B.V.に変更しました。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
機能製品事業	P P S 樹脂 フッ化ビニリデン樹脂 炭素繊維 球状活性炭 リチウムイオン電池用負極材 PGA (ポリグリコール酸)樹脂および加工品
化学製品事業	慢性腎不全用剤 抗悪性腫瘍剤 農業・園芸用殺菌剤 か性ソーダ 塩 次亜塩素酸ソーダ モノクロルベンゼン パラジクロルベンゼン オルソジクロルベンゼン
樹脂製品事業	家庭用ラップ 流し台用水切り袋 食品保存容器および調理シート フッ化ビニリデン釣糸 塩化ビニリデン・フィルム 塩化ビニリデン・コンパウンド 熱収縮多層フィルム 多層ポトル 自動充填結紮機(食品包装用)
建設関連事業	土木・建築工事の施工請負業務 工事監理業務
その他関連事業	環境修復および産業廃棄物の処理 運送および倉庫業務 理化学分析、測定、試験および検査業務 医療サービス

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(8) 主要な営業所ならびに事業所および研究所

① 当社

区 分	名 称 (所在地)
本 社	東京都中央区日本橋浜町3-3-2
営 業 所	大阪営業所、福岡営業所、名古屋営業所、仙台営業所
事 業 所	いわき事業所（福島県いわき市）、 樹脂加工事業所（茨城県小美玉市および兵庫県丹波市）
研 究 所	総合研究所（福島県いわき市）、農薬研究所（福島県いわき市）、 プロセス開発研究所（福島県いわき市）、樹脂加工研究所（茨城県小美玉市）、 特別研究室（福島県いわき市）

(注) 2017年4月1日付の組織改正で研究所を次のとおり再編しました。
総合研究所（福島県いわき市）、有機合成研究所（福島県いわき市）、プロセス開発研究所（福島県いわき市）、
樹脂加工研究所（茨城県小美玉市）、特別研究室（福島県いわき市）

② 子会社

国 内	株式会社クレハトレーディング（東京都中央区）、 クレハエクステック株式会社（茨城県かすみがうら市）、 クレハエクストロン株式会社（東京都大田区）、 クレハ合繊株式会社（栃木県下都賀郡）、クレハ錦建設株式会社（福島県いわき市）、 株式会社クレハエンジニアリング（福島県いわき市）、 クレハ運輸株式会社（福島県いわき市）、株式会社クレハ環境（福島県いわき市）、 株式会社クレハ分析センター（福島県いわき市）、 クレハサービス株式会社（東京都中央区）、 クレハスタッフサービス株式会社（福島県いわき市）、 社団医療法人呉羽会（福島県いわき市）
海 外	クレハ・ヨーロッパB.V.（オランダ）、クレハロン・インダストリーB.V.（オランダ）、 クレハ GmbH（ドイツ）、クレハ・アメリカInc.（アメリカ）、 クレハ・ピージーエーLLC（アメリカ）、 クレハ・エナジー・ソリューションズLLC（アメリカ）、 呉羽（中国）投資有限公司（中国）、呉羽（常熟）フッ素材料有限公司（中国）、 呉羽（上海）炭繊維材料有限公司（中国）、クレハ・ベトナムCo.,Ltd.（ベトナム）

(注) クレハロン・インダストリーB.V.は、会社名を2017年4月1日にクレハロンB.V.に変更しました。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,426名	46名増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	9,191百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,953百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,933百万円
株式会社東邦銀行	3,929百万円
株式会社常陽銀行	3,855百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
 ② 発行済株式の総数 17,185,110株 (自己株式983,280株を除く)
 ③ 株主数 13,517名
 ④ 上位10名の株主

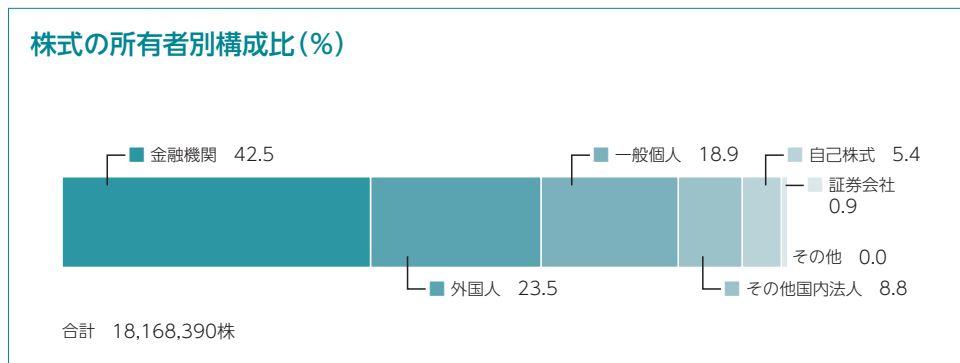
株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,374	8.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	896	5.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	713	4.15
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	650	3.78
JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 6 6	453	2.64
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	400	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	351	2.04
第 一 三 共 株 式 会 社	291	1.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	290	1.69
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	266	1.55

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しています。

(注) 2. 当社は自己株式983千株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いています。また、持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(注) 3. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しています。

(ご参考)



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議の日	2009年6月25日	2010年6月25日	2011年6月24日	2012年6月26日
保有人数	取締役2名	取締役2名	取締役2名	取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,060株	1,160株	1,320株	2,140株
払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使期間	2009年7月22日 ～2039年7月21日	2010年7月21日 ～2040年7月20日	2011年7月20日 ～2041年7月19日	2012年7月18日 ～2042年7月17日
行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件については当社取締役会で決定するものとする。			

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議の日	2013年6月25日	2014年6月25日	2015年6月24日	2016年6月24日
保有人数	取締役2名	取締役2名	取締役4名	取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,060株	1,870株	3,410株	4,050株
払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない
行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
行使期間	2013年7月17日 ～2043年7月16日	2014年7月16日 ～2044年7月15日	2015年7月22日 ～2045年7月21日	2016年7月20日 ～2046年7月19日
行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使できるものとし、その他の権利行使の条件については当社取締役会で決定するものとする。			

(注) 1. 社外取締役、監査役には新株予約権を付与していません。

(注) 2. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合したため、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項 (2017年3月31日現在)

2013年2月26日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

区分	2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (2013年3月14日(ロンドン時間)発行。以下、そのうち社債のみを「本 社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。)
新株予約権の数	750個
新株予約権の目的たる株式の種類 および数またはその算定方法	当社普通株式 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使された 本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した 数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金によ る調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	4,330円
新株予約権を行使することが出来る 期間	2013年3月28日から2018年2月28日の銀行営業終了時まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
転換社債型新株予約権付社債の残高	150億円

(注) 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合したため、「転換価額」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2017年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小 林 豊	代表取締役社長	
佐 川 正	代表取締役専務執行役員 (管理本部管掌、内部監査管掌、CSR推進本部長、生産本部長)	
野 田 義 夫	取締役常務執行役員 (企画・経理本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー)	
佐 藤 通 浩	取締役常務執行役員 (研究開発本部長)	
たけ だ 竹 田 恒 治	社外取締役	セイコーホールディングス株式会社 (顧問) K C J G R O U P 株式会社 (社外取締役) キャプラン株式会社 (顧問) マンダリンオリエンタル東京株式会社 (社外取締役) ジャーディン・マセソン・グループ (相談役)
うま だに 馬 谷 成 人	社外取締役	株式会社みちのく銀行 (監査等委員である取締役 (社外))
と 戸 坂 修	社外取締役	
やま ぐち 山 口 治 紀	常勤社外監査役	
にい むら 新 村 浩 一	常勤監査役	
よし だ 吉 田 徹	常勤監査役	
きた むら 北 村 大	社外監査役	北村・牧山法律事務所 (弁護士) 日本パシフィックセンチュリーグループ 有限会社 (監査役) パシフィックセンチュリーホテル株式 会社 (監査役) 興和紡株式会社 (社外監査役)

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しています。
- (注) 2. 当社は、社外取締役竹田恒治氏、馬谷成人氏、戸坂修氏および社外監査役山口治紀氏、北村大氏を東京証券取引所が定める独立役員として東京証券取引所に届け出しています。
- (注) 3. 常勤社外監査役山口治紀氏は、金融機関の出身で国際公認投資アナリストの資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (注) 4. 常勤監査役吉田徹氏は、当社経理部長を経験するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

- (注) 5. 当事業年度末日後の取締役の異動
2017年4月1日付で次のとおり取締役の異動がありました。

氏名		地位	担当
佐川 正	新	取締役専務執行役員	管理本部管掌、内部監査管掌
	旧	代表取締役専務執行役員	管理本部管掌、内部監査管掌、CSR推進本部長、生産本部長
野田 義夫	新	取締役常務執行役員	企画・経理本部長、CSR推進本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
	旧	取締役常務執行役員	企画・経理本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
佐藤 通浩	新	取締役常務執行役員	生産・技術本部長、研究開発本部長
	旧	取締役常務執行役員	研究開発本部長

- (注) 6. 当事業年度末日後の監査役の異動
新村浩一氏は、2017年6月27日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたします。

(ご参考)

- 当社は執行役員制度を導入しております。
2017年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員は、次のとおりです。

氏名		地位	担当
福沢 智樹		専務執行役員	クレハロン事業部長
紫垣 由城		常務執行役員	エンジニアリング本部長
塩尻 泰規		執行役員	生産本部いわき事業所長
山田 文彦		執行役員	管理本部長
西畑 直光		執行役員	フッ素製品事業部長、PGA事業部長、新事業創出プロジェクト統括マネージャー
米澤 哲		執行役員	機能材事業部長
並川 昌弘		執行役員	医農業事業部長
陶山 浩二		執行役員	家庭用品事業部長

- (注) 1. 紫垣由城は2017年4月1日付で常務執行役員を退任いたしました。
(注) 2. 2017年4月1日付で次のとおり執行役員の異動がありました。

氏名		地位	担当
塩尻 泰規	新	執行役員	生産・技術本部いわき事業所長、 生産・技術本部技術センター長
	旧	執行役員	生産本部いわき事業所長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 7名 262,037千円 (うち社外取締役3名 38,150千円)

監査役 5名 70,937千円 (うち社外監査役2名 30,900千円)

(注) 1. 上記報酬等の額には、2017年6月27日開催の第104回定時株主総会に提出予定の「取締役に対する賞与支給の件」に基づく取締役賞与の総額30,000千円 (うち社外取締役3名に対し総額2,450千円) が含まれています。

(注) 2. 上記報酬等の額には、2016年7月19日開催の取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役4名に対してストック・オプションとして付与した新株予約権14,904千円 (報酬等としての額) が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に係る事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

竹田愼治氏 セイコーホールディングス株式会社の顧問を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

K C J G R O U P 株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

キャプラン株式会社の顧問を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

マンダリンオリエンタル東京株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

ジャーディン・マセソン・グループ相談役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

馬谷成人氏 株式会社みちのく銀行の監査等委員である取締役 (社外) を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

戸坂 修氏 該当する事項はありません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

竹田愼治氏 該当する事項はありません。

馬谷成人氏 該当する事項はありません。

戸坂 修氏 該当する事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

竹田愼治氏 13回開催された取締役会のすべてに出席し、事業会社の経営責任者経験に加え、豊富な海外駐在、社外取締役経験を生かして、取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を適切に果たしました。

馬谷成人氏 13回開催された取締役会のすべてに出席し、金融機関および事業会社の経営における高い見識と豊富な海外経験を生かして、取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を適切に果たしました。

戸坂 修氏 就任後、10回開催された取締役会のすべてに出席し、製造会社での国際的な事業経験、研究部門、生産部門での担当経歴から、特に、技術、研究の視点から会社経営についての高い見識と豊富な経験を生かして、取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を適切に果たしました。

4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、当社は各社外取締役との間で、「社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を限定する契約」を締結しています。

② 社外監査役に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

山口治紀氏 該当する事項はありません。

北村 大氏 北村・牧山法律事務所弁護士を兼務しておりますが、当社と当該法律事務所の間には重要な取引関係はありません。

日本パシフィックセンチュリーグループ有限会社の監査役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

パシフィックセンチュリーホテル株式会社の監査役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

興和紡株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と当該会社との間には重要な取引関係はありません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

山口治紀氏 該当する事項はありません。

北村 大氏 該当する事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

山口治紀氏 13回開催された取締役会のすべてに、また、14回開催された監査役会のすべてに出席し、金融機関の経営担当経歴から、グローバルで高い専門的な知識と経験を生かし、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしました。

北村 大氏 13回開催された取締役会のすべてに、また、14回開催された監査役会のすべてに出席し、弁護士および元外交官としての専門的な知識と経験を生かし、独立した客観的な立場より、取締役の職務の執行の監査等の役割を適切に果たしました。

4) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、当社は非常勤社外監査役である北村大氏との間で、「非常勤社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を限定する契約」を締結しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
- (注) 2. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当該事業年度の監査計画の内容、監査時間、および報酬の見積額に関し必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等が妥当な水準であると認められることから、会社法第399条第1項の同意をいたしました。
- (注) 3. 当社の重要な子会社のうち、クレハ・アメリカInc. (アメリカ)、クレハ・ヨーロッパB.V. (オランダ)、呉羽 (中国) 投資有限公司 (中国) 等の連結子会社15社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際会計基準 (IFRS) 適用に関する指導・助言業務、および再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する確認業務等です。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触し業務の停止処分等を受けることとなった場合は、その事実に基づき、監査役会の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を損なう事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難である等と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が、株主総会に提出する当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案の内容を決定し、当該決定に基づき、取締役会が、当該議案を株主総会あて提出する方針です。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した業務停止処分の概要は、次のとおりです。

- ① 処分対象者
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容
2016年1月1日から2016年3月31日までの3ヵ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③ 処分理由
社員の過失による虚偽証明、および当該監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および当社グループ会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システムの基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。

＜企業活動の方針＞

当社は、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の一層の向上を目指し、以下の企業理念、目指すべき方向、行動基準を内部統制の基本コンセプトにおき、企業活動の指針とします。

企業理念：

私たち（クレハ）は

- ・人と自然を大切にします。
- ・常に変革を行い成長し続けます。
- ・価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。

目指すべき方向：

私たち（クレハ）は、エクセレント・カンパニーを目指し挑戦し続けます。

行動基準：

私たち（クレハ）は、地球市民として企業の社会的責任を認識して活動します。

お客様へ：

顧客満足を第一に誠意と行動で応えます。

仕事へ：

常に進歩と創造にチャレンジします。常に変化に対応し、グローバルな視野を持って行動します。

仲間へ：

相互の意思を尊重しチームワークを発揮します。

(1) 当社および当社グループ会社の取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループ会社は、コンプライアンス（法令および社会的規範の遵守）に関する基本方針として、「クレハグループ倫理憲章」を定め、これに基づき、各社で「コンプライアンス規程」を定めて、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、法令のみに留まらず社会的規範の遵守に努めます。
- ② 当社は、代表取締役社長が取締役から指名する者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、「クレハグループ倫理憲章」に基づく「クレハコンプライアンス行動基準」等により、当社におけるコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、当社グループ会社におけるコンプライアンスの周知徹底を支援します。
- ③ 当社および当社グループ会社は、法令等に反する行為を早期に発見するために、「コンプライアンス相談窓口取扱規程」を定めて、社内および社外（弁護士）にコンプライアンスに関する報告や相談を受け付けるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置します。
- ④ 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした対応をすることを「クレハコンプライアンス行動基準」に明記し、関係行政機関および外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図ります。
- ⑤ 当社は、内部監査の年次計画を取締役会で決議し、他部門から独立した内部監査

部が、コンプライアンスやリスク管理体制を含む会社の内部管理体制等の適切性や有効性を評価検証し、改善に関する指摘や提言、経営会議への監査結果の報告を行うことにより、経営効率および社会的信頼度の向上に寄与する体制を確保します。

- ⑥ 当社および当社グループ会社は、レスポンスブル・ケア活動（環境保全、保安防災等に関する自主的管理活動）を企業の社会的責任と認識し、「レスポンスブル・ケア方針」を定め、各社において実施計画を策定し、実行します。
- ⑦ 当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価および公認会計士等による監査」を実施し、財務報告の信頼性の確保を図り、代表取締役の責任の下、「内部統制報告書」を作成し提出します。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報である各種議事録、決裁書類等については、「文書管理規程」等に基づき、書面または電磁的媒体に記録し、適正な保存と管理を行います。
- (3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、事業活動に伴い発生するリスクを分類し、リスク・マネジメント委員会、CSR委員会、情報統括委員会の各委員会がリスク管理を行う体制を確保します。CSR委員会は、環境と人々の安全を確

保するレスポンスブル・ケア活動について、情報統括委員会は、その下部機関として情報セキュリティ委員会を設置して、情報セキュリティの確保について、その他事業上のリスクについてはリスク・マネジメント委員会が管理を行います。各委員会は当該リスクへの具体的な対策について代表取締役社長に提言を行い、職制を通じた実施状況を監督するとともに、当社グループ会社におけるリスク管理の支援を行います。

- ② 当社は、不測の事態や経営に重大な影響を与えるおそれのあるリスクが発生したときには、「非常事態対応規程」に基づき対応し、当社および当社グループ会社は、事業継続計画（BCP）に定めた、企業活動を継続する体制を確保します。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化およびグループ経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、経営における監督責任と執行責任を明確にしています。取締役会は、独立社外取締役2名以上を含む、合計10名を限度として構成し、取締役会長（空席の場合は代表取締役社長）が議長を務め、原則月1回開催し、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行います。経営会議は、代表取締役社長が議長を務め、代表取締役社長以下の執行役員を構成メンバーとして原則月2回開催し、当社の経営に関する重要案件等について審議し、経営上の意思決定が効率的に行われることを確保します。

- ② 具体的な業務執行については「組織規程」、「権限基準規程」において、分掌業務およびその業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図ります。
- (5) 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、「グループ会社管理運営規程」に、当社グループ会社が当社に報告または事前協議する事項を定め、グループ会社の自主性を尊重しつつ、業務執行の適正な管理と監督を行います。
 - ② 当社は、当社グループ会社取締役または監査役を派遣し、各グループ会社の適正な管理と監督を行います。
 - ③ 当社と当社グループ会社における中長期の経営ビジョンおよびポリシーの統一を図ることを目的に連結経営会議を定期的に行い、当社の代表取締役社長が議長を務め、経営方針、事業戦略について相互に意見交換を行うことにより連結経営の強化を図ります。
 - ④ 内部監査部は、当社グループ会社の業務監査を定期的に行い、監査結果を経営会議に報告し、改善事項や検討事項の早期実施を図るとともに、他の当社グループ会社への水平展開を行います。
- (6) 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役からその職務を補助すべき従業員を置くことの要請があった場合は、取締役は、監査役と具体的な人選を協議し、配置します。
 - ② 監査役職務の要請によりその職務を補助すべき従業員を置く場合は、取締役側からの独立性を確保し、補助従業員の権限、配属部署、指揮命令権等を明確化し、監査役から当該従業員に対する指示の実効性を確保します。
- (7) 当社の取締役・従業員や当社グループ会社役員・従業員等が当社の監査役に報告するための体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制および監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役は、事業運営に影響を与える重要事項、コンプライアンス相談窓口（ホットライン）への通報および相談状況について、監査役にすみやかに報告します。また、監査役が必要に応じ、取締役・従業員やグループ会社の役員・従業員に対して報告を求めることができる体制を確保します。
 - ② 当社は、監査役が取締役会の決議事項および報告事項の審議過程の把握ができる体制を確保します。また、経営会議および連結経営会議の議案の審議状況についても監査役が把握できるようにしています。
 - ③ 当社は、監査役へ全ての稟議書・伺書、内部監査部の監査結果および製品苦情受付状況等を報告します。
 - ④ 代表取締役および社外取締役は、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役会と定期的に意見交換を行います。
 - ⑤ 当社は、「コンプライアンス相談窓口取扱

規程」に、コンプライアンス相談窓口（ホットライン）への通報や相談を行った者に対して、これを理由に一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めます。

- ⑥ 当社は、監査役の職務の執行において発生する費用の一定額を毎年予算に計上し、監査に必要な経費を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当期における運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」に基づくコンプライアンス委員会による管理と、独占禁止管理委員会、景品・表示管理委員会、貿易管理委員会、個人情報保護委員会の各管理状況の掌握により、取締役会および経営会議において、当社および当社グループ会社における法令および規程等の遵守状況を報告して審議を行い、本体制の強化に努めました。
- ・コンプライアンス委員長は、コンプライアンス委員会を開催し、独占禁止管理委員会、景品・表示管理委員会、貿易管理委員会、個人情報保護委員会での各審議結果の報告を総括し、代表取締役社長に報告を行いました。
- ・内部監査部は、年次計画に基づき、当社各部署・各グループ会社27部署の業務監査および財務報告に係る内部統制の評価を行い、監査および評価結果を経営会議に報告しました。要改善事項や検討事項については、

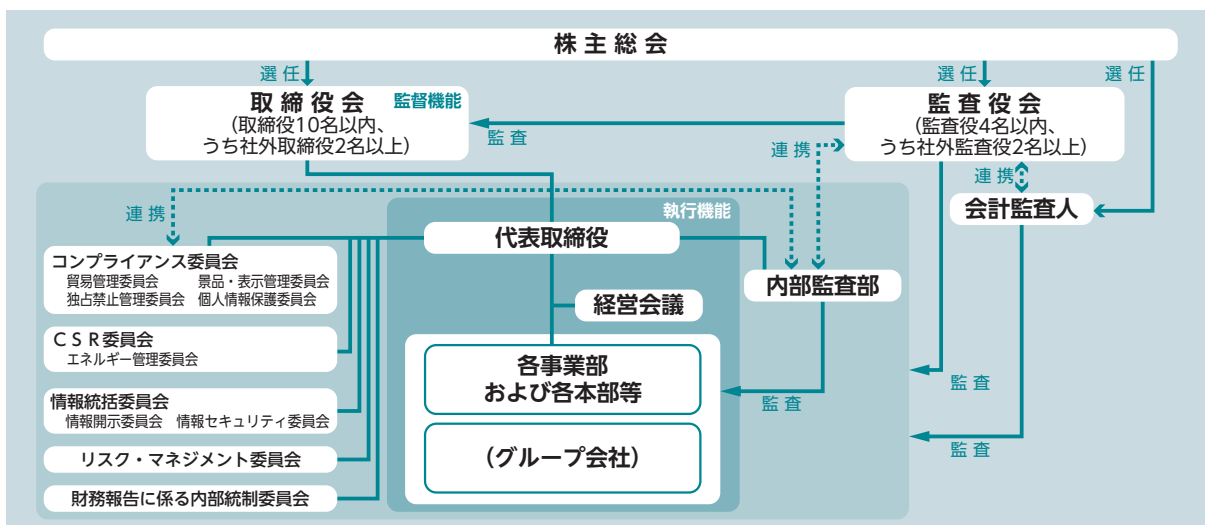
対応の実施を早期に確認し、社内およびグループ会社に水平展開を行いました。

- ・内部監査部は、当社グループ会社の国内13社のコンプライアンス担当者との情報交換会を開催し、法令および規程の遵守状況の情報共有と教育等の支援を行いました。
- (2) リスク管理体制
- ・リスク・マネジメント委員会を開催し、当社リスク・マネジメント・システムの整備等について審議を行いました。リスク・マネジメント委員長は審議結果を総括し、代表取締役社長に報告を行いました。
 - ・CSR委員会を開催し、当社および当社グループ会社におけるCSR基本方針、活動計画およびレスポンスブル・ケア活動に関する審議を行いました。CSR委員長は審議結果を総括し、代表取締役社長に報告を行いました。
 - ・情報セキュリティ委員会、情報開示委員会をそれぞれ開催し、情報セキュリティと情報開示に関する管理状況の審議を行い、上部機関の情報統括委員会に報告を行いました。情報統括委員長は各審議結果を総括し、代表取締役社長に報告を行いました。
 - ・「非常事態対応規程」を改定し、それに基づき事業継続計画（BCP）を更新しました。
- (3) 取締役の職務執行
- ・取締役会を、定時で各月1回、臨時で1回の計13回開催し、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を実施しました。毎回事前に資料を配付し、社外取締役に対しては別途事前説明を行うことにより、十分な審議がなされました。

- (4) グループ管理体制
- ・当社より当社グループ各社に取締役または監査役を派遣して、それぞれの取締役会に出席し、経営の監督を行いました。
 - ・国内および海外連結経営会議を適宜開催し、経営方針、事業戦略について、当社と当社グループ会社相互に意見交換し、連結経営の強化を図りました。
 - ・「グループ会社管理運営規程」に基づき、当社グループ会社から報告を受け、事前承認事項の協議を行いました。

- (5) 監査役の職務執行
- ・監査役は、取締役会に各回出席し、決議事項および報告事項の審議状況を確認しました。また、監査役の代表は、経営会議および連結経営会議他に出席し、議案の審議状況を確認しました。
 - ・監査役は、内部監査部の往査および意見交換会に出席し、内部監査の適正性・適切性と被監査部門の課題等を確認するとともに、指摘事項に対する改善状況を確認しました。
 - ・監査役会を、定時で毎月1回、臨時で2回の計14回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議しました。

(ご参考) 内部統制に関する模式図



7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

- ① 当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものです。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。
- ② 当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響をおよぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切にご判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。
- ③ しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規

模な買付行為等や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、中期経営計画とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、上記7(1)の基本方針の実現に資するものと考えています。

- ① 中期経営計画「Kureha's Challenge 2018」(以下、「中計 Challenge 2018」)による企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社は、1944年の創業以来、当社株主はもとより、顧客、取引先、従業員、地域社会その他のステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、機能製品事業、化学製品事業、樹脂製品事業、建設関連事業、その他関連事業をグループ会社とともに展開しています。

当社では、「私たちは、人と自然を大切にします。常に変革を行い成長し続けます。価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。」という企業理念の元に、「中計 Challenge 2018」(2016年度～2018年度)を策定し、この3カ年を“将来のクレハの発展に向けた土台作りの期間”と位置づけ、既存事業の競争力・収益力向上をベースとし、PGA事業を着実に成長させて収益の柱とするとともに、2016年4月に発足した社長直轄の「新事業創出プロジェクト」による新規事業テーマの探索を全社で推進することで、企業価値・株主共同の利益の向上を重視した経営を行っています。

当社は、この「中計 Challenge 2018」に

において、CSR（企業の社会的責任）経営の推進および経営基盤の強化を経営目標として掲げています。CSR経営の推進に向けて、2016年4月にRC本部を発展的に改組したCSR推進本部において、社会との共生や環境・安全等に関する取組みを充実させるとともに、経営基盤の強化に向けて、「研究・生産・エンジニアリング・CSR推進部門の連携強化による技術力向上の推進」、「技術革新を織り込んだ増産投資、安定生産のための維持・更新投資および資産効率化」、「成長・戦略分野への重点的な人財配置およびグローバル人財の育成」、「将来の発展に向けた、革新を引き起こす挑戦的課題の設定および実行」、「改革推進プロジェクトの活動に競争力のあるコスト構造への転換の視点を加えた、継続的なコスト削減の推進」、「働き方改革の実行および業務効率・生産性の向上とワーク・ライフ・バランス確保の推進」を行い、これらの重点施策を通して「技術立社」企業としてスペシャリティ・ケミカル分野において差別化された製品を開発し、社会に貢献し続ける高付加価値型企業となることを目指して運営してまいります。

② 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社は、「コーポレート・ガバナンスの強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値・株主共同の利益の向上を実現させてまいりたいと考えています。

具体的な取組みとしては、次の施策を実施しています。

1) 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の制定

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・方針を定め、株主・

投資家に対して当社の姿勢を示すために、2015年12月22日付で「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しました。当社は、コンプライアンスの実践を含む内部統制機能の充実を図り、公正かつ透明性の高い経営を行うとともに、本ガイドラインを指針としてコーポレート・ガバナンスの実効性を高め、当社および当社グループ会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

2) 経営機構改革

2007年4月より当社は、経営を取り巻く環境の変化に合わせ、より強固なグループ経営管理体制を構築し、コーポレート・ガバナンスを確立することを目的として、経営における監督責任と執行責任を明確にするため、執行役員制度を導入しました。これによって、取締役の役割を「執行」から「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を行うことにより、業務執行上の意思決定の迅速化を図っています。

当社取締役会は、社外取締役（非常勤）2名以上、代表取締役社長1名、取締役兼執行役員数名の、合計10名以内で構成されることになっています。また、監査役会は社外監査役2名以上の合計4名以内で構成され、各監査役は、今後とも、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類を閲覧することを含め、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べる等、取締役の職務執行に対する監査を行ってまいります。

3) 内部統制システム

当社は、内部統制システムについての具

体的な取組みとして、「クレハグループ倫理憲章」および「コンプライアンス規程」を定め、関係法令の遵守のみに留まらず社会的規範に則って行動することを目指し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、代表取締役社長が取締役から指名する者を委員長とするコンプライアンス委員会の下、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記7 (1) の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策（以下「本対応策」といいます。）を、2007年6月27日開催の定時株主総会において株主の皆様の承認を得て導入しました。さらに当社は、直近では2016年6月24日開催の定時株主総会において株主の皆様の承認を得て、内容を一部変更した上で本対応策を更新しております。

本対応策の概要は以下のとおりです。

(注) 本対応策の全文はインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kureha.co.jp/newsrelease/uploads/20160419_3.pdf) に掲載しています。

① 本対応策の目的

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただけるように、下記 (3) ②に記載する事前の情報提供に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することにより、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的としています。

② 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、(i) 事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し(大規模買付者から情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、必要な情報が全て揃わなくても、情報提供に係る交渉を打ち切ることがあります。)、(ii) 当社取締役会による一定の評価期間(大規模買付行為の買付条件により最長60日または90日間)が経過した後(当社取締役会が株主意思の確認を行う場合は、株主意思確認の手続きが終了した後)に大規模買付行為を開始する、というものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応策

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、または、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールが遵守されてい

る場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割り当てをする場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。ただし、この場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価としての金銭の交付は行いません。

また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するに当たっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも、大規模買付者に提供を求めた情報のうち重要性が低い情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものとします。

- ④ 株主・投資家に与える影響等
本対応策の導入時や更新承認時はもとより、

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

(4) 上記7 (2) の取組みとして記載の「中計 Challenge 2018」および「コーポレート・ガバナンスの強化」ならびに上記7 (3) の取組みとして記載の本対応策の次に掲げる要件への該当性に関する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

- イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること
- ロ. 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
- ハ. 当該取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

「中計 Challenge 2018」および「コーポレート・ガバナンスの強化」は、いずれも企業価値・株主利益の向上の実現を図るためのものであり、当社取締役会は、その内容からして、基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

また、当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が、上記の基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充たしていること
本対応策は、「企業価値・株主共同の利益の

確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(2005年5月27日 経済産業省・法務省)の定める三原則(1 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2 事前開示・株主意思の原則、3 必要性・相当性確保の原則)を充たしています。また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明らかに認められることが必要である旨を明示する等、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(2008年6月30日 企業価値研究会)および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応策は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

② 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断していただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを可能とすることで、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されたものです。

③ 株主意思を尊重するものであること

当社は、2016年6月24日開催の定時株主総会において本対応策の更新について株主の皆様のご意思を問い、出席株主(議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。)の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得ており、本対応策の有効期間は当該定時株主総会の日から3年間(2019年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とし、以降、本対応策の更新(一部修正した上での継続も含みます。)については定時株主総会の承認を経ることとしています。また、本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしており、株主意思を尊重するものとなっております。

なお、当社取締役の任期は従来通り1年とし、その点でも株主意思を尊重するものとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者の中から選任しております。本対応策に記載の対抗措置を講じる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会が対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評

価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否か等について勧告を行うものとします。なお、独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います（ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。）。当社取締役会は、対抗措置を講じるか否か等の判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本対応策は、合理的かつ詳細な客観的要件が充たされなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発

動を防止するための仕組みを確保しているものと考えます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務の安定性を維持しつつ、収益力と資本効率を向上させ、中長期的に企業価値を高めることが株主の皆様の利益につながるものと考えています。利益の配分については、中長期的な成長の実現に向け企業体質の強化を図るとともに将来の事業展開に備えること、および、安定的、継続的な配当を実施することを基本方針としています。

この方針に基づき、当期末の配当金は1株に

つき55円とし、2016年10月1日付の株式会社併合（普通株式10株を1株に併合）の割合に応じた中間配当金55円を加えた年間配当金は1株につき110円となります。

なお、2006年6月28日開催の株主総会において、会社法第459条第1項に基づき「剰余金の配当等を取締役会が決定する旨」の定款の変更を決議しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (IFRS) (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	75,272	流動負債	80,672
現金及び現金同等物	6,222	営業債務及びその他の債務	20,369
営業債権及びその他の債権	29,387	社債及び借入金	46,689
その他の金融資産	332	その他の金融負債	836
棚卸資産	36,497	未払法人所得税等	873
売却目的保有資産	772	引当金	5,742
その他の流動資産	2,060	その他の流動負債	6,161
非流動資産	159,634	非流動負債	28,261
有形固定資産	115,911	社債及び借入金	23,561
無形資産	1,395	その他の金融負債	1,291
持分法で会計処理されている投資	10,714	繰延税金負債	1,492
その他の金融資産	25,342	引当金	386
繰延税金資産	1,350	退職給付に係る負債	382
その他の非流動資産	4,920	その他の非流動負債	1,147
		負債合計	108,934
		資本の部	
		親会社の所有者に帰属する持分	124,297
		資本金	12,460
		資本剰余金	9,430
		自己株式	△ 4,456
		利益剰余金	101,731
		その他の資本の構成要素	5,132
		非支配持分	1,674
		資本合計	125,972
資産合計	234,907	負債及び資本合計	234,907

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（IFRS）（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売上収益	132,294
売上原価	96,791
売上総利益	35,503
販売費及び一般管理費	26,632
持分法による投資利益	1,619
その他の収益	1,398
その他の費用	2,633
営業利益	9,255
金融収益	577
金融費用	852
税引前利益	8,981
法人所得税費用	1,874
当期利益	7,106
当期利益の帰属	
親会社の所有者	7,001
非支配持分	105
当期利益	7,106

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (IFRS) (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素		
					新株予約権	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2016年4月1日残高	12,460	9,430	△ 4,450	95,723	304	△ 2,682	△ 2
当期利益				7,001			
その他の包括利益						△ 900	2
包括利益合計	—	—	—	7,001	—	△ 900	2
自己株式の取得			△ 5				
自己株式の処分		0	0				
株式報酬取引					14		
配当金				△ 1,890			
子会社の増加による変動							
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				888			
その他				8			
所有者との取引額合計	—	0	△ 5	△ 993	14	—	—
2017年3月31日残高	12,460	9,430	△ 4,456	101,731	319	△ 3,582	—

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計			
2016年4月1日残高	7,393	—	5,013	118,177	1,263	119,440
当期利益			—	7,001	105	7,106
その他の包括利益	1,711	179	992	992	82	1,074
包括利益合計	1,711	179	992	7,993	187	8,181
自己株式の取得			—	△ 5		△ 5
自己株式の処分			—	0		0
株式報酬取引			14	14		14
配当金			—	△ 1,890	△ 35	△ 1,926
子会社の増加による変動			—	—	260	260
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△ 708	△ 179	△ 888	—		—
その他			—	8		8
所有者との取引額合計	△ 708	△ 179	△ 873	△ 1,872	224	△ 1,648
2017年3月31日残高	8,395	—	5,132	124,297	1,674	125,972

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計 算 書 類

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	53,133	流動負債	57,094
現金及び預金	2,680	買掛金	7,386
受取手形	355	短期借入金	8,960
売掛金	14,048	コマーシャル・ペーパー	2,000
商品及び製品	24,690	1年内償還予定の社債	5,000
仕掛品	60	1年内償還予定の新株予約権付社債	15,000
原材料及び貯蔵品	3,382	1年内返済予定の長期借入金	3,733
前払費用	529	リース債務	106
繰延税金資産	2,106	未払金	5,591
短期貸付金	3,780	未払費用	2,613
未収入金	1,511	未払法人税等	465
その他	724	預り金	4,323
貸倒引当金	△ 737	賞与引当金	1,432
固定資産	132,818	役員賞与引当金	30
有形固定資産	68,693	その他	451
建物	15,770	固定負債	25,015
構築物	13,009	社債	12,000
機械及び装置	23,600	長期借入金	8,775
車両運搬具	29	リース債務	115
工具、器具及び備品	1,683	繰延税金負債	3,195
土地	8,131	環境対策引当金	195
リース資産	206	退職給付引当金	163
建設仮勘定	6,262	資産除去債務	244
無形固定資産	1,196	その他	324
ソフトウェア	598	負債合計	82,109
その他	598	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	62,928	株主資本	95,126
投資有価証券	21,169	資本金	12,460
関係会社株式	23,452	資本剰余金	10,203
出資金	300	資本準備金	10,203
関係会社出資金	9,953	その他利益剰余金	0
長期貸付金	3,382	利益剰余金	76,919
長期前払費用	185	利益準備金	3,115
前払年金費用	4,083	その他利益剰余金	73,804
その他	622	別途積立金	40,280
貸倒引当金	△ 220	繰越利益剰余金	33,524
		自己株式	△ 4,456
		評価・換算差額等	8,651
		その他有価証券評価差額金	8,651
		新株予約権	64
資産合計	185,952	純資産合計	103,843
		負債・純資産合計	185,952

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		72,426
売上原価		49,155
売上総利益		23,270
販売費及び一般管理費		18,973
営業利益		4,297
営業外収益		
受取利息	102	
受取配当金	1,625	
設備賃貸料	180	
その他	371	
		2,279
営業外費用		
支払利息	65	
社債利息	109	
売上割引	521	
設備賃貸費用	115	
為替差損	91	
その他	117	
		1,021
経常利益		5,555
特別利益		
補助金収入	7,780	
投資有価証券売却益	973	
固定資産売却益	31	
		8,785
特別損失		
固定資産圧縮損	6,910	
構造改革費用	1,537	
事業撤退損	713	
関係会社出資金評価損	485	
固定資産除売却損	469	
その他	4	
		10,119
税引前当期純利益		4,221
法人税、住民税及び事業税	1,095	
法人税等調整額	△ 185	
		909
当期純利益		3,312

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,460	10,203	—	10,203	3,115	40,280	32,102	75,497	△4,450	93,710
会計方針の変更による累積的影響額										—
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,460	10,203	—	10,203	3,115	40,280	32,102	75,497	△4,450	93,710
当期変動額										
剰余金の配当							△1,890	△1,890		△1,890
当期純利益							3,312	3,312		3,312
自己株式の取得									△ 5	△ 5
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	0	0	—	—	1,421	1,421	△ 5	1,415
当期末残高	12,460	10,203	0	10,203	3,115	40,280	33,524	76,919	△4,456	95,126

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,845	6,845	49	100,606
会計方針の変更による累積的影響額	△ 81	△ 81		△ 81
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,763	6,763	49	100,524
当期変動額				
剰余金の配当				△ 1,890
当期純利益				3,312
自己株式の取得				△ 5
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,888	1,888	14	1,903
当期変動額合計	1,888	1,888	14	3,319
当期末残高	8,651	8,651	64	103,843

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月16日

株式会社クレハ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田達也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クレハの2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社クレハ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2017年5月16日

株式会社クレハ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田達也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クレハの2016年4月1日から2017年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年 5月 17日

株式会社クレハ 監査役会

常勤社外監査役 山 口 治 紀 ㊟

常勤監査役 新 村 浩 一 ㊟

常勤監査役 吉 田 徹 ㊟

社外監査役 北 村 大 ㊟

以 上

議案および参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役の任期は1年ですので、本総会終結の時をもって、取締役全員7名が任期満了となります。つきましては、現下の経営環境における最適な体制とするため、取締役5名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1



こばやし ゆたか
小林 豊
(1951年12月25日生)

再任

- 所有する当社株式の数
10,800株
- 取締役会への出席状況
13回/13回 (100%)
- 在任期間 (本総会終結時)
8年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年	4月	当社入社
1998年	1月	当社錦工場勤務部長
2000年	6月	クレハ・ケミカルズ (シンガポール) Pte. Ltd.取締役社長
2003年	1月	当社関連事業統括部長
2004年	4月	当社総合企画部長
2005年	4月	当社化学品事業部長
2005年	6月	当社取締役 化学品事業部長
2007年	6月	当社常務執行役員 化学品事業部長 (執行役員制度導入により役位変更)
2008年	4月	当社常務執行役員 新事業推進本部長、化学品事業部長
2009年	6月	当社取締役常務執行役員 新事業推進本部長、化学品事業部長
2010年	4月	当社取締役常務執行役員 P G A 事業部長、化学品事業部長、新事業推進本部管掌
2010年	6月	当社取締役常務執行役員 P G A 事業部長、化学品事業部長
2012年	4月	当社代表取締役副社長 営業部門統括、P G A 事業部長
2012年	9月	当社代表取締役社長 P G A 事業部長
2013年	4月	当社代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

2012年9月に代表取締役社長に就任以降、改革推進プロジェクトを始めとする業務改革、事業の再構築の実行等当社グループの経営を牽引してきました。従来収益の柱であった医薬事業の事業環境の悪化等を踏まえ、2016年度より将来の当社の事業基盤を確立するための土台作りを柱とする中期経営計画「Kureha's Challenge 2018」を策定、推進してきました。この実績をもとに、当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割と責務を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

・当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



の だ よ し お
野田 義夫
(1959年1月19日生)

再任

- 所有する当社株式の数
2,200株
- 取締役会への出席状況
13回/13回 (100%)
- 在任期間(本総会終結時)
2年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2001年 6月 当社財務部長
2007年 1月 当社総合企画部長
2011年 4月 当社化学品事業部副事業部長
2012年 4月 当社執行役員 化学品事業部長
2013年 4月 当社執行役員 企画本部長、改革推進プロジェクト統轄マネージャー
2014年 4月 当社常務執行役員 企画本部長、改革推進プロジェクト統轄マネージャー
2015年 6月 当社取締役常務執行役員 企画本部長、改革推進プロジェクト統轄マネージャー
2016年 4月 当社取締役常務執行役員 企画・経理本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー
2017年 4月 当社取締役常務執行役員 企画・経理本部長、C S R 推進本部長、改革推進プロジェクト統括マネージャー (現任)

取締役候補者とした理由

企画・経理本部長として、経営企画、経理、財務を統括しています。また、兼任する改革推進プロジェクト統括マネージャーとして、全社的なコストダウンの推進に実績をあげました。この実績をもとに当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割と責務を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

・当社との間に特別の利害関係はありません。



さとう みちひろ
佐藤 通浩
 (1960年6月21日生)

再任

- 所有する当社株式の数
1,900株
- 取締役会への出席状況
13回/13回 (100%)
- 在任期間(本総会終結時)
2年

・当社との間に特別の利害関係はありません。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年	4月	当社入社
2006年	4月	当社家庭用品企画・開発部長
2011年	1月	当社リビング営業統括部長
2012年	4月	当社家庭用品事業部副事業部長
2013年	1月	当社生産本部樹脂加工事業所副事業所長
2013年	4月	当社執行役員 生産本部樹脂加工事業所長
2015年	4月	当社常務執行役員 研究開発本部長
2015年	6月	当社取締役常務執行役員 研究開発本部長
2017年	4月	当社取締役常務執行役員 生産・技術本部長、研究開発本部長(現任)

取締役候補者とした理由

2015年4月に研究開発本部長に就任以降、これまでの事業部門の経験で培った市場センスを活かすとともに、オープンイノベーションの活用など新たな発想で研究開発を推進しました。また、開発、製造、エンジニアリング部門の連携強化を図るべく、2017年4月からは生産・技術本部長を兼任しています。この実績をもとに当社グループの重要な経営事項の決定と業務執行の監督に十分な役割と責務を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。



と さ か お さ む
戸坂 修
 (1946年12月11日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

- 所有する当社株式の数
0株
- 取締役会への出席状況
10回/10回 (100%)
- 在任期間(本総会最終時)
1年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年	4月	味の素株式会社入社
1994年	3月	味の素ハートランド株式会社(米国) 副社長
1999年	3月	味の素株式会社発酵技術研究所長
2001年	6月	同社取締役九州工場長
2002年	4月	同社取締役コーポレート九州事業所長兼海外食品・アミノ酸カンパニー九州工場長
2003年	6月	同社取締役常務執行役員川崎事業所長兼海外食品・アミノ酸カンパニー九州工場長
2004年	7月	同社取締役常務執行役員川崎事業所長兼調味料・食品カンパニーバイスプレジデント兼海外食品・アミノ酸カンパニー川崎第1工場長
2005年	4月	同社取締役常務執行役員食品カンパニーバイスプレジデント兼食品カンパニー川崎事業所長
2005年	6月	同社代表取締役専務執行役員
2007年	6月	同社代表取締役副社長執行役員
2011年	6月	同社顧問
2014年	6月	同社退社
2016年	6月	当社社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由

製造会社での国際的な事業経験、研究部門、生産部門の担当経歴から、特に技術、研究の視点から会社経営についての高い見識と豊富な経験を有しており、当社の技術経営に対し適切な監督と助言を行い、当社取締役会において、独立、公正な立場から積極的に発言、業務執行監督等の役割を果たしました。今後も当社の経営全般への助言と監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

戸坂修氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたとしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社の「社外役員の独立性判断基準」は、51ページに記載のとおりです。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について
当社は戸坂修氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏と同契約を継続する予定です。

候補者番号

5



お ご し た だ お
尾越 忠夫
(1954年7月13日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年	4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2002年	3月	同行退行
2002年	4月	みずほ信託銀行株式会社流動化営業第一部長
2003年	7月	同行退行 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）シンガポール支店長
2005年	3月	同行業務監査部長
2006年	3月	同行退行
2006年	3月	みずほ証券株式会社常務執行役員アドバイザーグループ副グループ長
2007年	4月	同社常務執行役員国際営業グループ副グループ長
2010年	4月	同社理事
2010年	6月	同社退社 カヤバ工業株式会社（現 K Y B 株式会社）常勤監査役 芙蓉総合リース株式会社監査役（非常勤）
2011年	6月	カヤバ工業株式会社（現 K Y B 株式会社）執行役員 芙蓉総合リース株式会社監査役（非常勤）退任
2012年	4月	カヤバ工業株式会社（現 K Y B 株式会社）常務執行役員
2017年	3月	K Y B 株式会社常務執行役員退任
2017年	4月	みずほ証券株式会社理事（現任）

(重要な兼職の状況)

尾越忠夫氏は、現在、みずほ証券(株)理事を務めておりますが、2017年6月に退任の予定です。2017年6月に常磐興産株式会社監査等委員である取締役（社外）に就任する予定ですが、各社と当社および当社グループとの間に重要な取引はありません。

社外取締役候補者とした理由

金融機関および事業会社の経営における高い見識と豊富な海外経験を有しており、当社の経営全般への助言と監督、利益相反の監督およびステークホルダー意見の取締役会への反映等の役割と責務を果たすことでコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

尾越忠夫氏は、2006年3月まで(株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）の業務執行に携わっていました。現在の同行と当社および当社グループ会社との間には、借入れ等の取引関係がありますが、当社および当社グループ会社は複数の金融機関と取引を行っており、2017年3月期末における同行からの借入れは当社連結総資産の4%未満であり、同氏が同行を退行してから11年以上経過しています。また同氏は、2006年3月から2010年6月までみずほ証券(株)に勤務していました。2017年4月から同社理事を務めておりますが2017年6月に退任する予定です。同社と当社および当社グループ会社との間には、証券関連業務の取引がありますが、過去3事業年度のいずれにおいても、当社および当社グループ会社の同社への業務委託実績は、同社の営業収益の1%未満です。

尾越忠夫氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」をみたしております。同氏と一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ます。なお、当社の「社外役員の独立性判断基準」は、51ページに記載のとおりです。

1. 当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について

尾越忠夫氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外取締役または社外監査役が以下の項目のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断します。

1. 当社および当社グループ会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（*1）である者。
2. 当社グループを主要な取引先（*2）とする者もしくはその業務執行者、または当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者。
3. 当社グループの主要な借入先（*3）またはその業務執行者。
4. 当社の主要な株主（*4）である者またはその業務執行者。
5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（*5）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）。
6. 過去10年間に於いて上記の1に該当していた者。
7. 過去3年間に於いて上記の2から5のいずれかに該当していた者。
8. 近親者（*6）が上記の1から7までのいずれかに該当する者。
9. 前各項の他、当社グループと利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者。

(*1) 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他これらに準ずる者および使用人をいう。

(*2) 「主要な取引先」とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、先方の売上高に占める当社グループの構成比が2%を超える者、当社連結売上収益に占める構成比が2%を超える取引先をいう。

(*3) 「主要な借入先」とは、連結借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(*4) 「主要な株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する株主をいう。

(*5) 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、1事業年度において1,000万円を超えることをいう（団体の場合は、連結売上高の2%を超えることをいう）。

(*6) 「近親者」とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

第2号議案 取締役に対する賞与支給の件

当期の業績等を勘案し、業績連動賞与として、当期末の取締役7名に対して総額30,000千円（うち社外取締役3名に対して総額2,450千円）の役員賞与を支給したいと存じます。各取締役に対する配分等の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

メ 毛 欄

メ 毛 欄

株主総会会場ご案内図



東京都中央区日本橋蛸殻町2-1-1
ロイヤルパークホテル2階「春海の間」
電話 (03) 3667-1111 (代表)

交通機関

- 地下鉄半蔵門線水天宮前駅4番出口とホテルが直結しております。
- 地下鉄日比谷線人形町駅A1出口より徒歩約7分
- 地下鉄都営浅草線人形町駅A3出口より徒歩約10分
- 地下鉄都営新宿線浜町駅A2出口より徒歩約12分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

株式会社クレハ
KUREHA CORPORATION

UD FONT

見やすく読みましがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。